

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直しの概要（案）

平成 26 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその判断の基準等の主な内容は、以下のとおり。

なお、今回の見直し（3 品目追加、判断の基準等の見直し 44 品目¹）により、平成 27 年度における特定調達品目は 21 分野 270 品目となる。

1. 特定調達品目の追加

特定調達品目として新たに以下の 3 品目を追加した。

- スマートフォン
- 金属製ブラインド
- 合板型枠

2. 主な見直し内容

（1）分野名称の変更等

- 「OA 機器」を以下の 3 つの分野に分割・再編（2 分野増加）
 1. 画像機器等
 - コピー機等 3 品目、プリンタ等 2 品目、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ及びカートリッジ等
 2. 電子計算機等
 - 電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ及び記録用メディア
 3. オフィス機器等
 - シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機及び電池
- 「移動電話」を「移動電話等」に変更

（2）改正フロン法への対応等

平成 27 年 4 月の改正フロン法の全面施行を控え、フロン類使用機器・製品のノンフロン・低 GWP 化を促進するため、冷媒等にフロン類を使用している下記の品目について判断の基準等の改定を実施。

- ダストブロワー、電気冷蔵庫、エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ヒートポンプ式電気給湯器、自動車、マットレス、断熱材、庁舎管理及び飲料自動販売機設置

¹ 特定の化学物質の記載内容の統一に伴う表現のみの修正を除く

(3) 特定の化学物質の使用制限等

電子・電気機器のうち、可能な品目については、特定の化学物質の使用制限を判断の基準として新たに追加するとともに、品目間において一部異なっていた記載内容・表現を統一。

3. 分野別の見直し品目及び内容

◇文具類

- ダストブロワーについて判断の基準を見直し（改正フロン法対応）

◇画像機器等（旧 OA 機器）

- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機について判断の基準を見直し（使用済み製品の回収、再使用・再生利用のシステム構築等の追加等）、配慮事項の見直し（紙の使用量削減機能）、経過措置の終了
- 「プリンタ／ファクシミリ兼用機」を「プリンタ複合機」に名称変更するとともに、プリンタ及びプリンタ複合機について判断の基準等を見直し（特定の化学物質の使用制限）、経過措置の終了
- ファクシミリ、スキャナについて判断の基準を見直し（特定の化学物質の使用制限）、経過措置の終了
- プロジェクタについて特定の化学物質の記載内容の変更

◇電子計算機等（旧 OA 機器）

- 電子計算機について判断の基準等を見直し（省エネルギー基準の強化、対象範囲の拡大）。
- ディスプレイについて特定の化学物質の記載内容の変更

◇オフィス機器等（旧 OA 機器）

- シュレッダーについて判断の基準等を見直し（待機時消費電力の強化・出荷時設定、特定の化学物質の使用制限）
- 一次電池について判断の基準を見直し（JIS 規格の変更）

◇移動電話等

- 「スマートフォン」を特定調達品目として追加
- 携帯電話及び PHS について判断の基準等を見直し（環境配慮設計の必須化）

◇家電製品

- 電気冷蔵庫については判断の基準の見直し（ノンフロン・低 GWP 化促進）、市場状況を勘案し、経過措置を延長、特定の化学物質の記載内容の変更
- テレビジョン受信機についてはブラウン管テレビを対象から削除、判断の基準等を見直し（省エネ法多段階評価基準の改定に伴う見直し（経過措置の設定）、待機時消費電力）、特定の化学物質の記載内容の変更
- 電気便座については市場状況を勘案し、経過措置を延長
- 電子レンジについては判断の基準を見直し（待機時消費電力）、特定の化学物質の記載内容の変更

◇エアコンディショナー等

- 家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーについて配慮事項の見直し（改正フロン法対応）、特定の化学物質の記載内容の変更
- ガスヒートポンプ式冷暖房機について配慮事項の見直し（ノンフロン・低 GWP 化促進）

◇温水器等

- ヒートポンプ式電気給湯器について判断の基準を見直し（ノンフロン・低 GWP 化促進）、市場状況を勘案し、経過措置を延長
- ガス調理機器について判断の基準を見直し（AND 条件）

◇照 明

- LED 照明器具について判断の基準の見直し（固有エネルギー消費効率の強化）
- 電球形 LED ランプについて判断の基準の見直し（ランプ効率の強化）

◇自動車等

- 自動車について配慮事項を見直し（改正フロン法対応）

◇インテリア・寝装寝具

- 「金属製ブラインド」を特定調達品目として追加
- マットレスについて判断の基準を見直し（ノンフロン・低 GWP 化促進）

◇設 備

- 太陽熱利用システムについて判断の基準の修正

◇災害備蓄用品

- 飲料水及び食料について賞味期限内における品質・安全性等の事前確認を留意事項として追記
- 調達機関に対する留意事項の表記の修正

◇公共工事

- 高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置の延長
- 断熱材について判断の基準を見直し（改正フロン法、経済産業省告示制定等に伴う改正）
- 送風機について判断の基準を見直し（経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS 制定に伴う改正）
- ポンプについて判断の基準を見直し（経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS 制定に伴う改正）
- 「合板型枠」を特定調達品目として追加

◇役 務

- 省エネルギー診断について判断の基準を見直し（資格・内容）
- 印刷についてデジタル印刷に使用するドライトナーの古紙リサイクル適性ランクの評価結果の追記
- 庁舎管理について判断の基準の見直し（改正フロン法対応）
- 飲料自動販売機設置について判断の基準等の見直し（ノンフロン・低 GWP 化促進）

(別 紙)

林野庁 林政部 木材産業課
木材利用課

合法木材であることを板面表示されたコンクリート型枠用合板の 供給能力等について

1. コンクリート型枠用合板の需給状況

コンクリート型枠用合板（以下「型枠用合板」という。）の市場規模は、ここ数年、推計で約70万 m^3 ～80万 m^3 で推移している。そのほとんどが、輸入製品（ラワン型枠用合板）で、国内生産品は約2万 m^3 程度で推移している。

○合板型枠の需給量

千 m^3

年次	H21	H22	H23	H24	H25
輸入量	700	690	800	770	790
国内生産量	30	53	20	21	24
計	730	743	820	791	814

（注）輸入量は、貿易統計及び関係者からの関連情報等から林野庁で推計。
国内生産量は農林水産省合板統計データ。

2. 現在の合法木材であることを板面表示された型枠用合板の供給量

合法木材であることを板面表示（下記4参照）された型枠用合板は、年間約1万 m^3 製造されている。

3. 今後の合法木材であることを板面表示された型枠用合板の供給能力の目標

国内の型枠用合板関係のJAS認定を受けている21社の合板メーカーのうち、合法木材であることを板面表示（下記4参照）された型枠用合板の生産が可能なメーカーは、北海道・東北で4社、関東・中部で3社、近畿・中国・四国・九州で3社の計10社であり、その10社の型枠用合板の生産量は約2.4万 m^3 （合法木材であることを板面表示されたものを含む）である。

なお、前述の10社の他2社においても供給能力拡大を目指して製造ラインを新設中で、平成27年度中には合法木材であることを板面表示された型枠用合板を増産できる予定である。

今後については、平成29年末までには、合法木材であることを板面表示された型枠用合板の供給能力を現在の市場規模の約33%程度まで確保することを目標とする。

現状値（H25年合法木材であることを板面表示された型枠用合板生産量）：約1万 m^3

→目標（H29 年末合法木材であることを板面表示された型枠用合板供給能力）：約 27 万³m

○合法木材であることを板面表示された型枠用合板の供給能力

H25 (現状)	H27 年末 (見込)	H29 年末 (見込)
約 1 0 千 ³ m	約 1 6 0 千 ³ m JAS の板面表示と同様に 100%とする ※輸入製品は除く	約 2 7 0 千 ³ m JAS の板面表示と同様に 100%とする ※輸入製品は除く

(参考)

国内の合板生産量の推移

千³m

年次	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25
構造用合板	744	1, 827	2, 041	1, 800	2, 136	1, 854	2, 171	2, 456
型枠用合板	871	322	35	30	53	20	21	24
その他	1, 652	875	510	457	456	612	357	331
合 計	3, 267	3, 024	2, 586	2, 287	2, 645	2, 486	2, 549	2, 811

(注) 農林水産省合板統計データ

4. 型枠用合板の合法性の確認方法等

(1) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日、以下「ガイドライン」という。）により、調達者等へ製品を納入する際における合法性の証明は、証明書により行うこととなっている。

型枠用合板は、証明書と併せて、ガイドラインに準拠して下記の例のような内容をガイドラインにおける調達者等への納品までに製品毎に板面に表示することにより、板面の表示から、合法性が証明されていることを確認することができるものとする。

(例 1) 森林認証制度及び C o C 認証制度を活用した証明方法による板面表示の例

- ・ 認証マーク
- ・ 認証番号

(例 2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法による板面表示の例

- ・ 「この合板は合法木材のみで製造されています」
- ・ 認定団体名

- ・ 認定番号

（例３）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法による板面表示の例（間伐材が含まれる場合）

- ・ 「この合板は間伐材及び合法木材のみで製造されています」
- ・ 認定団体名
- ・ 認定番号

（例４）個別企業等の独自の取組による証明方法による板面表示の例

- ・ 「この合板は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」３（３）の個別企業等の独自の取組による証明方法による合法木材であることを証明します」
- ・ 会社名

上記は記載例であり、合板型枠の板面表示は、同等の内容が確認できれば良いものとする。

（２）なお、上記のガイドラインにおける調達者等には、公共工事等の工事受注者も含まれる。工事受注者が、調達した製品を使用する際は、上記のガイドラインに定める合法性、持続可能性を証明する証明書を作成する必要はない。